

令和7年10月17日

報道機関各位

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の

本人控の誤交付について

健康推進部年金医療課

市内在住の国民年金第1号被保険者の国民年金保険料免除・納付猶予の申請を受けた際、本人控の内容が、直前に国民年金の手続きを行った別の個人情報が記載されたものであったことが判明しました。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の本人控には、「基礎年金番号」「携帯電話番号」「氏名」「生年月日」「転入日」「転入前住所」が記載されていました。

1 発生年月日 令和7年10月14日（火曜日）

2 件 数 1件

3 対 応 誤交付された本人控はすでに回収済みです。また、対象者ご本人に電話による経緯の説明と謝罪を行いました。

4 再発防止策 今後、同様の事故を起こさないよう、事務処理方法の見直しについて、窓口職員が確認作業を行ったうえ、さらにバックヤードの職員にもダブルチェックを求めてから交付するなどの連携を強化することで、より精度の高いチェック体制を構築し、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ先 年金医療課長 井上

TEL0270-27-2741（内線2133）